

太陽光設備をお持ちの方へ

償却資産の申告が必要です！

償却資産とは、固定資産税のうち土地・家屋以外の事業用の資産のことです。太陽光パネル等の発電設備は、固定資産税の課税対象となる場合があります。太陽光パネル等の設置者や発電設備の内容により申告が必要となる場合がありますので、所有している太陽光発電設備の設置状況を確認していただき、該当する場合は申告をお願いします。

【申告対象となる太陽光設備とは？】

1. 個人（住宅用）

住宅用太陽光発電設備を事業の用に供している場合（全量売電）は、償却資産として申告の対象となります。

余剰売電であっても、発電出力10kw以上の設備は、売電事業用の資産となりますので、申告が必要です。

2. 個人（事業用）

アパートや店舗の屋根に設置した場合等、本来の事業の付随業務であるため申告が必要です。（kw数は問わず）

3. 法人

kw数を問わず、事業用の資産となりますので、申告が必要です。

※太陽光発電設備が建物の課税に含まれている場合については、償却資産の申告は必要ありません。